


営業保証金還付手続の流れの例

(割賦販売法上の営業保証金供託(同法第16条等)の場合の一例
～事業者の破産手続開始決定があった場合)

 : 許可割賦販売事業者等の所在地を管轄する経済産業局長による対応

<制度趣旨>

前払式割賦販売業者との割賦販売に係る取引によって生ずる債権を担保するための制度。経済産業大臣の許可を受けた前払式割賦販売業者(許可割賦販売業者)は、一定額を主たる営業所の最寄りの供託所に、営業保証金(割賦販売法第16条、17条)として供託することとされている。(その他、前受業務保証金の供託(同法18条の3)、権利実行による前受業務保証金の不足額の供託(同法22条2項)が設けられている。)

